

ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約(その2)

浜砂, 敬郎
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/25236>

出版情報：経済學研究. 79 (1), pp.95-129, 2012-06-29. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



(資料)

ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約（その2）

浜 砂 敬 郎

訳者 まえがき

(一) 人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約

訳者 前注

[1] 前文 + 根拠規定

[2] 条文規定（以上（その1）『経済学研究』第78巻第5・6合併号）

[3] 欧州連合センサス規約に関連する法規補追（本号）

(1) 訳者付注

(2) 関連法規の条文翻訳

(二) 2011年ドイツセンサス準備法（（その3）以下次号）

(三) 2011年ドイツセンサス指定法

(一) 人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約

[3] 欧州連合センサス規約に関連する法規補追

(1) 訳者付注

欧州連合では、政治経済的な統合の拡大・深化にともなって、統計制度にかんする法体系の整備も相当に進展してきている。人口・住宅センサスが統計体系の礎石であって、訳者まえがき（本稿（その1）：『経済学研究』第78巻第5・6合併号、2012年3月、123頁～）に述べたように、最初の本格的なセンサス規約であるだけに、それは、統計目的と統計制度、および行政・法制の執行手続きや実施措置に関連する少なくない法規と関連性をもっている（下記の目次表参照）。したがって、ここでは、センサス規約の規定に直接記載されている関連条文を訳出することによって、センサス規約の法規補追とする。それによって、欧州連合における統計法規の体系性と先進性をうかがうことができよう。

センサス規約の条項と関連法規 (目次表)

人口・住宅センサス規約の条項	関連法規
・前文	<p>欧州共同体設立条約 (Vertrag zur Gruendung der Europaeischen Gemeinschaft, Amtsblatt Nr. C 325 vom 24. Dezember 2002) 第285条第1項</p> <p>欧州共同体設立条約第251条</p>
・根拠規定[1]	<p>欧州連合条約 第1章 共通規定 (VERTRAG ÜBER DIE EUROPÄISCHE UNION : Titel I Gemeinsame Bestimmungen Amtsblatt Nr. C 191 vom 29. Juli 1992) 第2条と第3条</p>
・根拠規定[5]	<p>欧州共同体統計にかんする欧州理事会規約 (1997年2月17日付 : VERORDNUNG (EG) Nr. 322/97 DES RATES vom 17. Februar 1997 über die Gemeinschaftsstatistiken) 第10条</p>
・根拠規定[6]	<p>欧州共同体統計にかんする欧州理事会規約 (1997年2月17日付) 第13条～第18条</p> <p>守秘義務がある情報の欧州共同体統計局への譲渡にかんする欧州理事会規約 (1990年6月11日付 : Verordnung (Euratom, EWG) Nr. 1588/90 des Rates vom 11. Juni 1990 über die Übermittlung von unter die Geheimhaltungspflicht fallenden Informationen an das Statistische Amt der Europäischen Gemeinschaften) 第1条～第9条</p>
・根拠規定[7]	<p>欧州共同体の統計計画委員会を設置するための欧州理事会の決議89/382/EWG, Euratom (1989年6月19日付)(BESCHLUSS DES RATES vom 19. Juni 1989 zur Einsetzung eines Ausschusses für das Statistische Programm der Europäischen Gemeinschaften (89/382/EWG, Euratom) 根拠規定と第1条～第6条</p> <p>欧州統計における活動規程の原則 (Grundsätze des Verhaltenskodex fuer europaeische Statistik: Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament und den Rat zur Unabhängigkeit, Integrität und Rechenschaftspflicht der statistischen Stellen der Mitgliedstaaten und der Gemeinschaft /* KOM/2005/0217 endg. */ Artikel 2.3) (委員会通告より、関係箇所を抜粋訳... 訳者注)</p> <p>2011年版欧州統計活動規程 (Vewrhaltenskodex fuer Europaeischen Statistik) http://epp.eurostat.ec.europa.eu/</p>
・根拠規定[9]	<p>欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (EG) 1999/468 (Beschluss 1999/468/EG des Rates vom 28. Juni 1999 zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse)</p>
・根拠規定[10]	<p>欧州共同体決議 (EG) 1999/468 第5条 a 法務手続き (Regelungsverfahren mit Kontrolle des (Artikel 5 5a des Beschluss 1999/468EG : 2006/512/EG: Beschluss des Rates vom 17. Juli 2006 zur Änderung des Beschlusses 1999/468/EG zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse)</p>
・根拠規定[11]	<p>欧州共同体統計計画委員会を設置するための1989年6月19日付けの欧州理事会決議89/382/EWG, Euratom (Beschluss des Rates vom 19. Juni 1989 zur Einsetzung eines Ausschusses für das Statistische Programm der Europäischen Gemeinschaften)</p>
・第2条g号	<p>統計のための領域単位共通分類を設定することにかんする2003年5月26日付けの欧州議会と欧州理事会規約 (EG) Nr. 1059/2003 (VERORDNUNG (EG) Nr. 1059/2003 DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 26. Mai 2003 ueber die Schaffung einer gemeinsamen Klassifikation der Gebietseinheiten für die Statistik (NUTS) (Amtsblatt Nr. L 154 vom 21/06/2003 S.0001-0041)</p>
・第8条	<p>欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (EG) 1999/468 (1999/468/EG: Beschluss des Rates vom 28. Juni 1999 zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse ABl. L 184 vom 17.7.1999) 第5条、第5a条、第7条と第8条 上述の [根拠規定 [9] と [10] を見よ。</p>

(2) 関連法規の条文翻訳

・前文

欧州共同体設立条約 (Vertrag zur Gruendung der Europaeischen Gemeinschaft, Amtsblatt Nr. C 325 vom 24. Dezember 2002) 第285条第1項

「(1)欧州中央銀行制度と欧州中央銀行の設置にかんする議定書第5条にかかわりなく、欧州理事会は、共同体の活動にとって必要なときには、第251条の手続きにしたがって、統計を作成するための措置を決定する。」

欧州共同体設立条約第251条

(1) 本規約において、法規 (Rechtsakt) の採択にかんしては、本条を考慮して、つぎのような手続きが適用される。

(2) 欧州委員会は、欧州議会と欧州理事会に提案を提出する。

欧州議会の見解にしたがって、欧州理事会は、特定多数によって、つぎのような措置をとる。

・理事会が欧州議会の見解に含まれているすべての変更を承認するならば、理事会は、提案されている法規を変更された規定において、発令することができる。

・欧州議会在修正を提案しないときには、理事会は提案された法規を発令することができる。

・そうでないときには、理事会は、共通の見解を確定し、それを欧州議会に提出する。理事会は、欧州議会に、共通の見解を確定した根拠について、詳細に通知する。委員会は、欧州議会にその見解にかんする詳細を通知する。

a) 欧州議会在提出後3月以内に、共通の見解を承認するか、または決議をしないときには、該当の法規は、この共通の見解に応じて発令される。

b) 欧州議会在提出後3月以内に、議員の絶対多数によって、共通の見解を拒否したときには、提案された法規は発令されない。

c) 欧州議会在提出後3月以内に、議員の絶対多数によって、共通の見解にたいする修正を提案したときには、修正された法規が、欧州理事会と委員会に送付される。委員会は、この修正について見解を述べる。

(3) 欧州理事会が、欧州議会在の修正を受理した後3ヶ月以内に特定多数によって、修正すべてを承認したときには、該当の法規は、共通の見解によって変更された規定において発令される。委員会が拒否の見解を述べた修正についても、理事会は、全会一致で決定することができる。理事会が修正のすべてを承認しないときには、理事会の会長は、欧州議会在の議長と協議することによって、6週間以内に調整委員会を招集する。

(4) 理事会の構成員、または代表者と欧州議会在の多数の代表者から構成される調整委員会は、理事会構成員または代表者の特定多数と欧州議会在の多数によって、共通の提案にかんする合意を得る権限をもつ。委員会は、調整委員会に出席し、欧州議会在と理事会の見解の歩み寄りに努めるために、必要なすべての領導を行う。調整委員会は、ここでは、欧州議会在によって提案された修正にもとづいて共通の見解を取り扱う。

- (5) 調整委員会が、招集後6週間以内に、共通の提案を承認するときには、欧州議会と理事会は、共通の提案にしたがった該当する法規を発令するために、6週間の期限を定める。ただし、欧州議会では投票数の絶対多数が、理事会では特定多数が必要である。二つの機関の一つがこの期限内に、提案された法規に採決しないときには、それは発令されない。
- (6) 調整委員会が、共通の提案を承認しないときには、提案された法規は発令されない。
- (7) 本条に指定された3ヶ月および6週間の期限は、欧州議会または理事会の発議によって、最大1ヶ月および2週間だけ延長される。

・根拠規定 [1]

欧州連合条約 第1章 共通規定 (VERTRAG ÜBER DIE EUROPÄISCHE UNION : Titel I Gemeinsame Bestimmungen Amtsblatt Nr. C 191 vom 29. Juli 1992) 第2条

「欧州連合が基礎づけられる価値は、人間としての尊厳、自由、民主主義、平等、法治国家、および少数者に属する個人の権利を含む基本的な人権の保障である。これらの価値は、共同体のすべての構成国に共通し、多元主義、無差別、寛容、公正、連帯、および男女の平等によって顕彰される。」

同 第3条 (第2条から派生する)

- 「(1) 連合の目的は、平和、連合の価値と連合における国民の幸福を促進することである。
- (2) 連合は、その市民にたいして、域外との領界管理、難民、移住、ならびに犯罪の防止とそれに関わる闘いにかんする適切な措置との関連において、個人の自由な交通が保証される域内領界が存在しない自由、安全と権利の領域を提供する。
- (3) 連合は域内市場を構築する。それは、均衡ある経済成長と価格安定にもとづく欧州の持続的な発展、完全雇用と社会的な進歩を目標とする高度な競争力をそなえる社会的な市場経済、ならびに高度の環境保護と環境の質の向上を目指して尽力する。それは、科学的技術的な進歩を促進する。
連合は、社会的な隔離と差別を克服し、社会的な公正と社会的な保護、男女の平等、世代間の連帯と児童の権利保護を促進する。
連合は、構成国間の経済的、社会的、領土的な団結と連帯を促進する。
連合は、その文化的言語的な多様性にかんする豊かさを保護し、欧州の文化的な遺産の保護と発展に努める。
- (4) 連合は、その通貨をユーロ (Euro) とする経済・通貨同盟を構築する。
- (5) 域外の世界との関連において、連合は、連合の価値と利益を保護、かつ促進し、市民の保護に貢献する。連合は、平和、安全、世界の持続的発展、国民の間の連帯と相互尊重、自由で公正な通商、貧困の除去と人権、とくに児童の権利の保護、ならびに国民の権利の厳密な保護と発展、とくに国際連合憲章における原則の厳守に努める。
- (6) 連合は、規約において委任された権限にしたがって、適切な手段によってその目標を追求する。」

・根拠規定 [5] と根拠規定 [6]

欧州共同体統計にかんする欧州理事会規約（1997年2月17日付：VERORDNUNG (EG) Nr. 322/97 DES RATES vom 17. Februar 1997 über die Gemeinschaftsstatistiken）

「第 章 一般規定（根拠規定 [5] に関連...訳者注）

第 1 条（本規約の目的...訳者注）

本規約の目的は、共同体政策を策定、実施、観察し、かつ評価するために、共同体統計を組織的かつ計画的（programmierte）に、作成する基準的な要綱を創出することである。

調査結果の比較可能性を確保するために、共同体統計は、統一的な基準にもとづき、かつ、とくに根拠付けがなされなければならない事案のときには、調和のとれた方法にしたがって作成される。

個々の国家の機関は国家的な次元において、共同体機関は共同体次元において、補完性の原則を考慮して、共同体統計の作成を管轄する。

第 2 条（統計用語の定義...訳者注）

本規約の意味における、つぎのような用語がとる表現規定。

- ・「共同体統計」とは、数量的で、集計され、かつ代表的な情報であって、共同体の統計計画の実施において、第 3 条第 2 項にしたがって、個々の国家機関と共同体の事務局が作成したデータの獲得と組織的な加工によって生成した情報である。
- ・「統計の作成」とは、統計情報を獲得、貯蔵、加工、製表、分析および普及するために必要な活動の全体である。
- ・「個々の国家機関」とは、個々の構成国において、共同体統計の作成を委託された統計官庁およびその他の機関である。
- ・「共同体の事務局」とは、共同体統計の作成において、委員会に委託された業務の執行を委員会によって委任された委員会の事務局である（欧州統計局 [Eurostat]）。

第 章 共同体統計の計画とその実施

第 3 条

- (1) 欧州理事会は、連合規約の関連規定にしたがって、5 年間を超えない期間について計画されている措置にかんする指針、そのおもな領域および目的設定を定める共同体の統計計画を発令する。

共同体の統計計画は、すべての共同体統計を作成する枠組みとなる。計画は、必要なときには、更新されることができる。

欧州委員会は、計画期間の終わりに、計画の実施にかんする報告を作成する。

欧州委員会は、共同体の統計計画の策定にかんする指針を、事前の審査のために、統計計画委員会と、所轄が関連するかぎり、経済社会領域の統計情報にかんする欧州審議委員会と通貨・金融・国際収支統計委員会に提出する。

- (2) 第 1 項に規定される共同体の統計計画は、つぎの機関が決定した統計の個別的な措置の様式において、実施される。

- a) 連合規約の関連する規定にしたがって、欧州理事会、
 - b) 第19条の手続きにしたがって、第6条に定められている条件の下で、欧州委員会、または、
 - c) 相互の協議において、各所轄領域を遵守して、構成各国の機関と共同体の機関。
- (3) 欧州委員会は、統計計画委員会に、毎年5月末までに、次年度の活動計画を審査のために提出する。活動計画は、とくに、つぎの事項を含む。

- ・ 財政的な義務が共同体次元においてと同様に、国家的な次元において考慮されなければならない欧州委員会によって優先される措置
- ・ 計画を実施するために、欧州委員会によって留意される手続きと、事情によっては、必要な法的な手段。

欧州委員会は、統計計画委員会の見解を、可能であるときには考慮する。欧州委員会は、委員会にとって最も適切とおもわれる措置を行なう。

第4条

欧州委員会は、統計的な個別措置にかんする提案書において、第3条第2項記号a)とb)にしたがって、つぎのことについて述べる。

- ・ とくに関連する共同体政策の目的を背景として企画する措置の根拠、
- ・ 措置の精確な目的ならびに期待される成果の評価、
- ・ 措置の実施様式、その期間、構成各国の機関と共同体機関の役割、
- ・ 所轄専門委員会の役割、
- ・ 申告費用をできるだけ少なくする可能性、
- ・ 措置による共同体と構成国の財政的な負担を考慮する経費効果の分析、
- ・ 留意しなければならない関連する国際的な統計勧告。

第5条

欧州理事会または欧州委員会が第3条第2項記号a)とb)に定められた案件において可決した法規では、共同体統計のために要求される精度と比較可能性の水準を達成するために必要な処置が呈示されなくてはならない。

第6条

欧州委員会は、第3条第2項記号a)とb)の意味における統計的な個別措置を、それがつぎのような要求にしたがうかぎり、決定することができる。

- ・ その経過期間が1年以上になることはできない、
- ・ 調査するデータでは、構成各国の所轄機関において、すでに利用できる、または入手することができるデータ、もしくは直接に依頼することができるデータでなければならない。
- ・ 欧州委員会は、国家的な次元において発生する追加的な活動経費を負担しなければならない。

第7条

共同体統計が第3条第2項記号c)にしたがう構成各国の機関と共同体機関の協議に依拠するときには、申告者の義務が国家法に定めなければ、申告者には義務が発生しない。

第8条

統計の個別措置を実施することは、欧州理事会の法規が別に定めないかぎり、構成各国の機関が所管する。構成各国が、この業務を担当しないときには、統計の個別措置は、それぞれの各国家機関の明示的な同意を得て、共同体機関によって実施されることができる。

第9条

統計にたいする情報需要に応じて、統計作成における必要な整合性を確保するために、欧州委員会と欧州通貨研究所は、第10条に定められた基本原則を適切に遵守して、密接に協力する。通貨・金融・国際収支統計委員会は、その権限の枠組において、この協力に参加する。

欧州通貨研究所と諸国の中央銀行が共同体統計の作成に関与しないにもかかわらず、諸国の中央銀行によって調査された、第3条第2項記号c)に相当するデータは、当該中央銀行と共同体機関の協議にしたがって、国家内の中央銀行と各国機関の協約にかかわらず、直接または間接に共同体統計を作成するために、各国機関と共同体機関によって利用されることができる。

第 章 原 則

第10条 (原則... 根拠規定 [5] に関連... 訳者注)

専門的な義務論の観点において、最良の精度を確保するために、共同体統計には、非党派性、信頼性、重要性、経費効率性、統計の秘密保護および透明性の原則が適用される。

第1項 (前文... 訳者注) に規定されている原則には、つぎのような定義が適用される。

『非党派性 (Unparteilichkeit)』とは、共同体統計が、とくに法律的な目標を、もっとも適切な手続き、定義や方法によって実現するための選択にかんしては、政治組織や利害組織が、圧力を行使できないように客観的な様式において、かつ中立的に行なわれることを意味する。また、非党派性とは、統計が、すべての利用者 (共同体機関、政府、社会経済生活の行為主体、経済界および広範な公共団体) によってできるだけ早期に入手できることを意味する。

『信頼性 (Zuverlässigkeit)』とは、共同体統計が記述しなければならない事実をできるだけ正確に反映することを意味する。その内容は、データソース、方法と手続きの選択において、科学的な基準がもちいられることを要請する。

データの信頼性は、また、調査、方法論、手続きとデータソースにかんする報告によって、改善されなければならない。

『重要性 (Erheblichkeit)』とは、共同体統計が、共同体の目標設定から導かれる、明確に定義された需要のために作成されることである。この需要から、常に新しい人口的、経済的、社会的、環境的な動向を、できるだけ早く把握すべき統計が作成される領域、時点、統計の範囲 (規模) が明確にされなければならない。データの獲得は、求める調査結果にとって必要な情報に限定されなければならない。共同体の目的にとって重要でない共同体統計の作成は、断念されるべきである。

『経費効率性 (Kostenwirksamkeit)』とは、すべての利用できる手段が最適に利用され、情報提供者の負担が、できるだけ少なくされることである。共同体統計の作成によって発生する労力と経費は、

求める調査結果（効果）の重要性にたいして、妥当な関係になければならない。

『統計の秘密保護 (Statistische Geheimhaltung)』とは、統計目的のために直接的に、または間接的に行政その他の情報源から収集された個別的な統計単位にかんする情報を、機密性にたいする権利のあらゆる侵害から保護することである。獲得された情報を統計目的以外に利用することと、違法に公開することは、阻止されなければならない。

『透明性 (Transparenz)』とは、情報提供者が、法的な根拠、データを要求する目的、および定められている保護措置にかんする情報を求める権利をもっていることである。共同体統計の獲得を管轄する機関は、この情報を提供するために、必要なすべての措置をとる。」

第 章 普 及

第11条

- (1) 『普及』とは、共同体統計が、利用者にとって入手されることである。
- (2) 普及は、共同体統計を容易に、かつ非党派的に入手することが、共同体全体において保障されることによって達成される。
- (3) 共同体統計の普及は、共同体機関と各国機関によって、その権限領域において行われる。

第12条

共同体次元における統計の普及は、国家次元における統計結果の共同体機関への送付のような一般的な周期性にもとづく。それが可能であって、共同体次元の精度が損なわれないかぎり、送付は各国の統計結果が共同体機関に送付する次期の期限まえに行われる。

第 章 統計の秘密保護 (根拠規定 [6] に関連...訳者注)

第13条

- (1) 個々の国家機関と共同体事務局によって、共同体統計の作成のために使用されたデータは、それが直接に、または間接的に統計単位の識別を可能にし、それによって個別情報を公開することになるときは、機密である。

統計単位の識別可能性にかんする決定においては、該当する統計単位を識別するために、第三者によって合理的に適用されることができるすべての方法が考慮されなければならない。

- (2) 第1項とは別に、公式に入手することができて、国家の法律にしたがって、個々の国家機関において公式に入手し続ける情報源からのデータは、機密ではない。

第14条

直接的な識別を許容しない機密データの譲渡は、それが、特殊な共同体統計を作成するために必要なかぎり、個々の国家機関間、および個々の国家機関と共同体事務局の間においては許される。すべての譲渡は、そのデータを獲得した個々の国家機関によって明示的に承認されなければならない。

第15条

統計作成のためだけに獲得された機密データは、情報提供者が、間違いのないように、他の目的の

ためにデータを使用することに同意していなければ、個々の国家機関と共同体事務局によって、統計目的のためにだけ使用される。

第16条

- (1) 情報提供者の負担をできるだけ少なくするために、かつ第2項を前提として、そのデータが共同体統計の作成に必要であるかぎり、個々の国家機関と共同体事務局が、それに固有な公共行政の活動領域において、行政データ体入手する。
- (2) データを事実上入手するための実際的な予防措置、ならびに制限と前提は、必要であるかぎり、その管轄領域において、個々の構成国と委員会によって定められる。
- (3) 行政から、または他の情報源から獲得された機密データが、個々の国家機関または共同体事務局によって、共同体統計の作成のために利用されることは、データがもともと獲得された目的のための利用にはかかわらない。

第17条

- (1) 共同体統計のために獲得される機密データ入手することは、データの源泉国、必要によっては利用国において規定されている保護が、第18条による措置にしたがって確保されるときには、このデータの作成を管轄する個々の国家機関によって、科学研究目的のために認められる。
- (2) 共同体事務局に第14条によって譲渡された機密データ入手することは、該当するデータを譲渡した個々の国家機関が明示的に同意するときには、科学研究目的のために共同体事務局によって認められる。

第18条

- (1) 国家的、かつ共同体次元では、共同体統計の普及において、機密データを物理的論理的に保護するために、ならびに違法な公開と統計目的以外の利用の危険を防止するために必要な法律的、行政的、技術的、かつ組織的な措置がとられる。
- (2) データ入手する個々の国家機関と共同体事務局の公務員とその他の職員には、共同体の法規にしたがって、統計における秘密保護の義務が適用され、本義務には職務からの切離後もしたがう。

第 章 末尾規定（第19条～第23条...省略）」

・根拠規定 [6]

守秘義務がある情報の欧州共同体統計局への譲渡にかんする欧州理事会規約（1990年6月11日付：Verordnung (Euratom, EWG) Nr. 1588/90 des Rates vom 11. Juni 1990 über die Übermittlung von unter die Geheimhaltungspflicht fallenden Informationen an das Statistische Amt der Europäischen Gemeinschaften))

「第1条

- (1) 本規約は、つぎのことを目的とする。

・管轄の国家機関に、欧州共同体統計局（以下“SAEG”と称する）に機密の統計データを譲渡

する権限を与えること

- ・譲渡されたデータの機密性を確保するために、欧州委員会が、必要なすべての措置をとることを保障すること

(2) 本規約は、統計の秘密保護だけに適用される。それは、統計の秘密以外における秘密の保護にかかわる共同体法規、または国家法規の特別な規定にはかかわらない。

第2条

本規約の目的に適用される概念規定は、つぎのとおりである。

1. 機密の統計データ：構成国によって、統計の秘密保護の領域において、国家の法規または慣習にしたがって機密であると指定されているデータ。
2. 個々の国家の機関：個々の国家の統計局と共同体のために統計データの収集と加工を委任されている国家の機関
3. 個人のプライバシー領域にかんする情報：個々の構成国の法規または慣習にしたがった定義による私的、または自然の個人にかんする情報。
4. 統計目的のための利用：統計作成または統計的・管理的分析のためだけの利用。それは、調査を受ける単位にたいする行政的、法律的、税務的、または管理的な目的のための利用を除く。
5. 統計単位：欧州統計局に譲渡された統計データがかかわる最小の単位
6. 直接的な識別：氏名、住所、または公式に付与され、公表されている識別番号による統計単位の識別。
7. 間接的な識別：第6項よるデータ以外のデータから、統計単位を識別する可能性。
8. 欧州統計局の公務員：欧州統計局にある職務適用要綱において活動する欧州共同体の公務員の地位にある、第1条の意味における共同体の公務員。
9. 欧州共同体統計局のその他の職員：欧州共同体統計局における職務適用の要綱において活動する欧州共同体のその他の職員のための雇用条件にかんする第2条から第5条の意味における共同体職員。
10. 普及：それぞれの様式におけるデータの送付：公表、データバンクでの入手、マイクロフィッシュ、電話などによる譲渡。

第3条

- (1) 個々の国家機関は、共同体統計局に機密の統計データを譲渡する権限を与えられている。
- (2) 機密の統計データの譲渡が共同体統計を規定する共同体の法規に定められているかぎり、統計の秘密にかんする個々の国家の法規が、それに適用されることはできない。
- (3) 本規約の発効以前に行われている企業の構造と活動にかんする機密の統計データの譲渡には、構成国において統計データの秘密保護に適用されている法規と実務が、共同体統計局において適用される。

第2項の意味における共同体統計局にたいする機密の統計データの譲渡は、統計単位の直接的な識別が排除される様式で行われる。それは、構成国の法律にしたがった、さらなる譲渡規則の許可

を除くものではない。

- (4) 所轄の権限をもつ個々の国家機関は、個人の私的領域にかかわる情報が、個人を直接的、または間接的に識別することを可能にするかぎり、それを共同体統計局に譲渡することを義務づけられない。

第4条

- (1) 欧州委員会は、第3条にしたがって構成国の管轄機関によって共同体統計局に譲渡される統計データの機密性ある処理を確保するために、法律的、行政的、技術的、かつ組織的に必要なすべての措置をとる。
- (2) 第5条に規定されている保護措置は、つぎのことに適用される。
- a) 共同体統計局にたいする譲渡が、共同体統計を規定する共同体の法規において定められているすべての機密の統計データ。
- b) 共同体統計局に構成国から任意に譲渡されたすべての機密の統計データ。
- (3) 欧州委員会は、第7条が規定する手続きにしたがって、共同体統計局に機密の統計データを譲渡するための様式とそのデータを保護するための原則を確定する。

第5条

- (1) 欧州委員会は、共同体統計局の総局長（Generaldirektor）に、構成国の国家機関から共同体統計局に譲渡されたデータの保護を保証することを委任する。欧州委員会は、この保護を確保するために、第7条に指示された欧州委員会の意見聴取後に共同体統計局の内部組織にかんする細目を定める。
- (2) 共同体に譲渡された機密の統計データは、共同体統計局の公務員だけが使用でき、統計目的のためにだけ使用されなければならない。
- (3) 欧州委員会は、共同体統計局のその他の職員と、純粋に統計目的のために、例外的に契約にもとづいて局内で従事するその他の個人に、機密の統計データを使用することを許可することができる。詳細は、欧州委員会が第7条に規定された手続きにしたがって定める。
- (4) 共同体統計局に保管された機密の統計データは、それが統計単位の直接的、または間接的な識別が許されない方法で、別のデータと結合されるときにだけ、公表されることができる。
- (5) 共同体統計局の公務員とその他の職員、ならびに契約にもとづいて、局内において従事するその他の個人は、本規約に規定する目的以外の目的のために、データを使用したり、公開したりすることを禁止されている。本禁止規定は、転職、職務からの切離、または退職においても適用される。

第6条

構成国は、第3条にしたがって譲渡された機密の統計データの秘密を保護する義務にたいする侵害を処罰するために、1992年1月1日前までに適切な措置をとる。本措置は、少なくとも、該当する構成国の統治領域において、共同体統計局の公務員とその他の職員、ならびに契約にもとづいて共同体統計局内で従事するその他の個人によって犯された侵害に適用される。

構成国は、欧州委員会に、発令された措置について、遅滞なく通知する。欧州委員会は、他の構成

国に、それについて通知する。

第7条

統計の秘密保護のために委員会（以下 本委員会…訳者注）が設置され、それは構成国の代表者から構成され、欧州委員会の代表者（共同体統計局の総局長、または彼によって指名された者）が委員長を務める。

欧州委員会の代表者は、本委員会に第4条第3項と第5条第3項の枠内において取られるべき措置にかんする提案を提出する。本委員会は、委員長が該当する問題の緊急性を考慮して、定めることができる期限内に、本提案にたいして見解を述べる。見解は、欧州委員会の提案にもとづいて、欧州理事会によって決定される決議の採択にかんする欧州経済共同体規約第148条第2項に定められている多数決をもって述べられる。本委員会における採決においては、上述の条文にしたがって、構成国の代表者による投票が行われる。委員長は投票に参加しない。

欧州委員会は、直接的に適用される措置を発令する。しかし、それが本委員会の見解と一致しないときには、それは、欧州委員会によって欧州理事会に通知される。本事案では、つぎのことが適用される。

- ・ 欧州委員会は、決議された措置の実施を通知時点から計算して、3ヶ月だけ延期する。
- ・ 欧州理事会は、前号に指示された期限内に特定多数決によって別の内容の決議を決定することができる。本委員会は、業務規則を定める。

第8条

本委員会は、委員長から、およびその発議によって、または構成国の代表者の依頼によって提出され、かつ本規約の適用にかかわる問題を審査する。

第9条

本規約は、欧州共同体の公報に公表された3日後に発効する。本規約は、そのすべての部分において義務づけられ、構成国に直接的に適用される。

1990年年6月11日にルクセンブルクにおいて成立。

共同体理事会の名において 理事長 A.レイノルズ (A. REYNOLDS)」

・ 根拠規定 [7]

欧州共同体の統計計画委員会を設置するための欧州理事会の決議89/382/EWG, Euratom (1989年6月19日付)(BESCHLUSS DES RATES vom 19. Juni 1989 zur Einsetzung eines Ausschusses für das Statistische Programm der Europäischen Gemeinschaften (89/382/EWG, Euratom))

「欧州理事会は、欧州経済共同体設立規約に支援され、欧州原子力共同体設立規約に支援され、欧州委員会決議提案の認識にしたがい、欧州議会の見解（注1）にしたがい、つぎのような根拠を考慮して、決議する。

(根拠…訳者注)

統計情報の領域における優先的な措置計画の実施にかんする1989年6月19日付の決定：すなわち、

欧州共同体の統計計画1989 1992（注2）は、欧州共同体の目的を支援するために、総合的で包括的な統計の全体計画が必要であることを明らかにした。

統計計画の実施は、共同体の要請を正当に評価する決議、その優先性の確認、および構成国と共同体委員会の密接な協力をはかるための手続きの開発を要求する。

このような協力を実現するために、欧州共同体の統計計画の実施において、共同体委員会の支援を委任される委員会の設置が勧告される。

欧州共同体の統計計画に捕捉されるすべての領域に、協力が及ぶことが望ましい（根拠規定終わり... 訳者注）。

条文

第1条

構成国における統計局の代表者から構成され、欧州委員会の代表者（欧州共同体統計局の総局長）が委員長を務める統計計画委員会（以下 本委員会...訳者注）が設置される。

第2条

本委員会は、実施されるべき措置が、個々の国家機関の統計計画において規定されている措置と一致することを保障するために、多年間の統計計画の全般的な調整において、欧州委員会を支援する。

第3条

欧州委員会は、つぎのことについて、本委員会の意見を聴取する。

- a) 多年度の統計計画に定められた目標を実現するために実施する措置、ならびにそのために必要な手段と対応する日程計画について
- b) 多年度の統計計画の開発について
- c) 統計計画の立案、または実施との関連性において発生し、委員長自身によって、または構成国の依頼によって議題にされた、その他の多くの、とくに方法論的な問題について

第4条

本委員会は、さらに、統計の領域における理事会の規定によって指定され、しかもこの規定において、決議87/373/EW（注3）によって確定された様式にしたがった課題を担当する。

第5条

本委員会は、年に1度、本委員会に審査のために提出される統計活動の決算をそなえる報告を作成する。欧州委員会はこの報告を欧州議会と理事会に送付する。

第6条

本委員会は、業務規則を定める。

1989年6月19日に成立

理事会の名において

理事長

C. ソルハガ カタラン (C. SOLCHAGA CATALAN)

注記

- (1) ABl. Nr. C 158 vom 26. 6. 1989.
- (2) ABl. Nr. C 162 vom 29. 6. 1989, S. 1.
- (3) ABl. Nr. L 197 vom 18. 7. 1987, S. 33.」

欧州統計における活動規程の原則 (Grundsätze des Verhaltenskodex fuer europäische Statistik: Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament und den Rat zur Unabhängigkeit, Integrität und Rechenschaftspflicht der statistischen Stellen der Mitgliedstaaten und der Gemeinschaft /* KOM/2005/0217 endg. */ Artikel 2.3) (委員会通告より、関係箇所を抜粋訳...訳者注)

「2.3 活動規程の原則

本文書は、15の原則に分かれる。それは、ほとんどの部分については、例えば、国際連合の統計委員会によって、1994年4月11日～15日の特別会議において採択された政府統計の原則のように、すでに存在する国際的な基準を反映する。

本原則は、制度的な枠組み、統計過程および統計生産物にかかわる3つの部分に要約される。それに、活動規程は、指標にもとづく同僚の評価による監視のための機構をそなえている。

2.3.1 独立性の原則

独立性の観点は、統計において、第1に、おもに、操作的な重要性をもつ。独立性は、換言すると、基本的には、統計機関が活動する方法、および統計の作成と普及において、行程を進める方法を規定する。

科学的な中立性の原則は、すでに欧州共同体条約285条第2項において、規定され、統計作成における客観性を追求する。規約 (EG) Nr. 322 / 97第10条によると、『非党派性は、共同体統計が、とくに法律的な目的を実現するために、もっとも適切な手続き、定義や方法の選択にかんしては、政治的な団体やその他の利害組織が圧力を行使できないように、客観的な様式で、独立に作成されることを意味する。...』

活動規程における独立性の原則は、それに加えて、明示的に統計の普及と利用可能性にかかわる専門的な独立性の概念を導くことによって、さらに進展する。専門的な独立性の原則は、活動規程においては、つぎのように導入されている。『ほかの政治的な政府・行政機関、ならびに民間部門の行為主体にたいする統計機関の専門的な独立性は、欧州統計の信頼性にたいする保障である。欧州統計局に適用される本原則の適用を監視する指標には、つぎのような指標がある。i) 法律的な形態による独立性の視点の確定、ii) 統計的な方法、基準と手続きにかんする自己決定の権限を含む統計機関の指導者の地位と公式の権限、iii) 統計の公表内容と公表日程にかんする決定権限、iv) 統計の活動計画の公表。

既存の法規がすでに科学的な独立性の要求、すなわち価値が高い統計を作成するための機能的な前提条件を満たしている。活動規程によって、さらに専門的な独立性について考慮することによって、同時に個々の構成国におけるいろいろな、ときには異なる法律的行政的な法規がそれぞれの政治的文

化的な伝統の表現として認められるとともに、独立性が、全体的にはさらに強められる。この独立性の強化によって、政府統計にたいする公共的な信頼が高まることを期待する。

2.3.2 完全性と説明義務の問題

完全性と説明義務には、基本的には横断的な問題がある。それは、活動規程において、明示的にとりあげる特別な統計的な原則ではないが、例えば、合法性、正当性、根拠性や非党派性のような概念が完全性の基礎になっている。活動規程において確定され、高い透明性をもたらす監視機構によって、統計機関の完全性と説明義務は、構成国の次元においても共同体の次元においても強められる。

活動規程では、それぞれの原則について、監視のための独自の指標が定められている。この指標は、例えば、統計の作成とそこで適用される方法にたいする統計機関の指導者が独立の責任をもつことにかかわる（専門的な独立性 原則1）。また、重要な統計生産物の審査に外部の専門家を招集すること（原則4）参照）、利用者の需要にかんする調査（原則11）参照）、利用者の需要を最大限に考慮する必要性（原則13）参照）が、完全性と説明義務のための追加的な要素である。さらに、監視機構の枠組みに定められている同僚（同等機関）による審査が完全性と説明義務に貢献する。」

訳者注記 なお、活動規程の15の原則とは、制度的な枠組み（Institutioneller Rahmen）にかんしては、1）専門的な独立性（fachliche Unabhängigkeit）、2）データ獲得の委任（Mandat zur Datenerhebung）、3）適切な資源（angemessene Ressourcen）、4）精度確保の義務（Verpflichtung zur Qualität）、5）統計の秘密保護（statistische Geheimhaltung）、6）非党派性と客観性（Unparteilichkeit und Objektivität）であり、統計過程（Statistische Prozesse：欧州統計の組織、獲得、処理と普及の過程）については、7）適正な方法（solide Methodik）、8）適切な統計手続き（geeignete statistische Verfahren）、9）申告者（回答者）の過剰な負担の回避（die Vermeidung einer übermäßigen Belastung der Auskunftgebenden（Respondenten））と10）効率性（Wirtschaftlichkeit）であり、統計生産物（Statistische Produkt）については、11）適切性（Relevanz）、12）正確性と信頼性（Genauigkeit und Zuverlässigkeit）、13）更新性と適時性（Aktualität und Puenktolichkeit）、14）整合性と比較可能性（kohaerenz und Vergleichbarkeit）と15）入手可能性と明確性（Zugänglichkeit und Klarheit）である。ここでは、欧州統計局ホームページに掲載されている活動規程（つぎの）を紹介する。

2011年版欧州統計活動規程（Verhaltenskodex fuer Europaeischen Statistik: <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>より） - 国家統計機関および共同体統計機関のために -

・2011年9月28日に欧州統計システム委員会によって採択（欧州連合統計局）

「 まえがき

・欧州統計システムの構想（注1）

『欧州の統計システムは、統計的な情報サービスの領域において、世界的に指導的であって、欧州連合とその構成国のために最も重要な情報提供者となるであろう。科学的な原則と方法にもとづいて、欧州統計システムは、調和がとれた欧州統計の計画を提供し、不断に改善して行くであろう。それは、

共同体における民主主義的な過程と進歩の基礎である。』

・欧州統計システムの任務

『私たちは、欧州連合、世界と社会にたいして、欧州、国家と地方の次元における経済と社会にかんする、中立的で質的に高い価値をそなえる情報を提供し、この情報を、決定、研究と議論のために、あらゆる人が入手できるようにする。』

この任務を達成し、構想を具現するために、欧州統計システムの構成員は、利用者との協力と持続的な交流に勤める。そこでは、欧州統計の活動規程の原則と先導の義務、連携、職員の充足、持続的な改善、ならびに統合と調和化を含む一般的な精度管理原則が考慮される。

・欧州統計活動法規程

欧州統計活動規程は、制度的な枠組み、統計過程および統計生産物にかんする15の原則にもとづいている。原則ごとに、理想的な実践にかんする一組の指標が、規程の具体化を審査するための照準を与えている。欧州統計の精度基準は、欧州の統計法に定められている（注2）。

欧州統計の開発、作成と普及（注4）を担当する欧州委員会（欧州統計局）、諸国家の統計局とその他の各国機関を含む統計機関（注3）、ならびに政府、省庁と欧州理事会は、本規程を遵守する義務を負う。

活動規程の原則は、一般的な精度管理原則とともに欧州統計システムに共通する精度の枠組みとなっている。

注記

1. Verordnung (EG) Nr. 223/2009, Artikel 4.
2. Verordnung (EG) Nr. 223/2009, Artikel 12.
3. Verordnung (EG) Nr. 223/2009, Artikel 4 und 5.
4. Verordnung (EG) Nr. 223/2009, Artikel 1. 行動活動では、「欧州統計の開発、作成と普及を担当するその他の各国機関」は、「その他の統計機関」と呼称されている。

(一) 制度的な枠組み

制度的、かつ組織的な要因は、欧州統計を開発し、作成し、普及する機関の機能力と信頼度に決定的に影響する。それとの関連において照準となる観点は、専門的な独立性、データ獲得についての委任、適切な資源、精度への責任、統計の秘密保護、非党派性と客観性である。

1

原則1 専門的な独立性

他の政治的な政府または行政機関、ならびに民間部門の行為主体にたいする統計機関の専門的な独立性は、欧州統計の信頼性にたいする保証である。

指標

1.1 統計の開発、作成と普及にたいする政治的な、およびその他外部からの影響から、諸国家の統

計機関と欧州統計局が独立であることが法律的に定められ、その他の統計機関にも保障されている。

- 1.2 諸国家の統計機関と欧州統計局の代表者は、そして必要によっては、その他の統計機関の代表者（指導者）は、政治的な高度な意思決定者と行政機関に折衝することを保障する階層組織的な位置にしている。代表者は、できるだけ高い専門的な能力をそなえる。
- 1.3 諸国家の統計機関と欧州統計局の代表者は、そして必要によっては、その他の統計機関の代表者（指導者）は、統計の開発、作成と普及が独立的に実施されることに責任をもつ。
- 1.4 諸国家の統計機関と欧州統計局、そして必要によっては、その他の統計機関の代表者（指導者）は、統計の方法、基準と手続き、ならびに統計の公表内容・日程の決定に単独の責任を負う。
- 1.5 統計の活動計画が公表され、活動の状態について、定期的に報告がなされる。
- 1.6 統計の公表は、知覚できるように明白であって、政治的および基本的な説明とは、分離されて公表される。
- 1.7 適切なかぎり、諸国家の統計機関と欧州統計局、そして必要によっては、その他の統計機関は、統計にかんする問題、また政府統計にたいする批判と、その誤用にたいして、公式の見解を述べる。
- 1.8 諸国家の統計機関と欧州統計局、そして必要によっては、その他の統計機関の代表者の任命は、専門的な適性にだけ依存する。任用期間の終了にかんする根拠は、法律的に定められる。それには、専門的な、または科学的な独立性を損なうような根拠は入らない。

原則 2 データ獲得についての委任

統計機関は、欧州統計の目的のために行うデータの獲得について、一義的かつ法律的な委任を受ける。行政、企業と個人家計、広義の社会は、欧州統計の目的のために、統計機関の要請に応じて、データの取得を認めること、またはデータを譲渡することを、法律的に義務付けられる。

指標

- 2.1 欧州統計を開発し、作成し、かつ普及するために、統計機関にたいして、データの獲得を委任することが、法律的に定められうる。
- 2.2 統計機関は、統計目的のために行行政データを使用する権限を法律的に与えられる。
- 2.3 統計機関は、法律的根拠にもとづいて、統計調査における回答の義務を定めることができる。

原則 3 適切な資源

統計機関が利用することができる資源は、欧州の統計にかんする最新の要請に対応するために、十分である。

指標

- 3.1 最新の統計需要に対応するために、質的に適切、かつ十分な人員、財政およびデータ処理にかんする資源が存在する。
- 3.2 統計の範囲、分類の細かさや経費が、統計需要に対応する。
- 3.3 新しい統計の経費にたいして、その統計にたいする要求を考量する手続きがある。

3.4 資源を節減するために、統計全体がさらに必要かどうかを、または統計のある部分の作成を中止あるいは制限することができるかどうかを判断する手続きがある。

原則4 精度への義務

統計機関は、精度について責務を負わされている。統計機関は、過程と生産物の精度を持続的に改善する目的をもって、組織的、かつ定期的に、(精度の...訳者注) 高低を把握する。

指標

- 4.1 精度政策が定められ、公式に(内容...訳者注)を入手することができる。精度管理のために、組織構成と組織的な手段が存在する。
- 4.2 統計の生産過程における精度を計画し、監視するための手続きが存在する。
- 4.3 生産物の精度は、定期的に監視され、考えられる目標間の対立を考慮して、評価される。精度報告が、欧州統計の精度基準にしたがって行われる。
- 4.4 最も重要な統計生産物は、適切なきに、外部の専門家を招聘することによって、定期的に基本的な審査を受ける。

原則5 統計の秘密保護

データの譲渡者(個人家計、企業、行政、他の申告者(回答者))の匿名性、そのデータの秘密保護とその統計目的のみの利用があらゆる場合に保障される。

指標

- 5.1 統計の秘密保護は、法律によって定められる。
- 5.2 職員は、その任用においては、法律的に、秘密保護の義務を、署名によって課せられる。
- 5.3 統計における秘密保護にたいする故意の侵害は、罰される。
- 5.4 職員は、統計の作成と普及において、統計の秘密保護を遵守するための指針と指示を受け取る。秘密保護政策は、周知される。
- 5.5 統計データバンクの安全性と完全性を保護するための物理的、技術的、組織的な予防措置が執られる。
- 5.6 研究目的のために、統計のマイクロデータを入手できた外部の利用者には、厳密な規則が適用される。

原則6 非党派性と客観性

統計機関は、科学的な独立性を遵守し、すべての利用者が公平に処遇されるような客観的、専門的、かつ透明な様式において、欧州統計を開発し、作成し、かつ普及する。

指標

- 6.1 統計は、統計的に熟慮された客観的な基礎にもとづいて作成される。
- 6.2 データソースと統計方法の選択、ならびに統計の普及にかんするすべての決定は、統計的な熟

慮にもとづいて行われる。

- 6.3 公表された統計のなかに誤差が確認されるときには、それは、できるだけ早い時点において、訂正され、周知される。
- 6.4 使用された方法と手続きにかんする情報は、公式に入手される。
- 6.5 統計データが公表される日付と時点は、あらかじめ通知される。
- 6.6 方法の大きな修正と変更は、すべてあらかじめ告知される。
- 6.7 すべての利用者が、同時にかつ公平に、統計データを入手する。外部の利用者が優先的に事前に入手することは、制限され、管理され、かつ公式に告知される。データが、人々に不公平に得られるときには、事前の開放様式は、非党派性が保障されるように処理される。
- 6.8 記者会見における統計結果と、対応する解説の公表は、客観的で、非党派的に行われる。

（二）統計過程

欧州統計の組織、獲得、加工と普及では、統計機関によって、国際的な標準、指針と模範的な実践が、無制限に採用される。統計機関がその適正な管理と有効性のためによく知られるならば、それは統計の信頼性にとって有益である。これとの関連において、重要な特徴は、適正な方法論、適切な統計手続き、申告者（回答者）にたいする過剰な負担の回避と経済性である。

原則 7 適正な方法論

精度的に価値が高い統計は、適正な方法論にもとづく。それは、適切な手段と手続き、ならびに対応する実務的な知識を要求する。

指標

- 7.1 欧州統計のために使用されている一般的な方法的枠組みは、欧州や他の国際的な標準、指針および模範的な実践を考慮に入れる。
- 7.2 統計機関全体において、標準概念、標準的な定義、および標準分類が統一的に利用されることを保障する手続きがある。
- 7.3 高い精度を保障するために、企業登録簿と人口調査のための調査の基礎が定期的に評価され、必要なときには、調整される。
- 7.4 諸国の分類体系と欧州のそれとの間には、密着した一致性が存在する。
- 7.5 関連する研究課程の卒業生が採用される。
- 7.6 統計機関は、職員の持続的な職業教育のための政策を追求する。
- 7.7 方法論と適用される方法の実効性の改善および、できるならば、よりよい手段の要求について、措置が、科学界との協力において実施される。

原則 8 適切な統計手続き

適切な統計手続きは、データの獲得から法制的な有効化までであって、精度的に価値が高い統計の基礎である。

指標

- 8.1 欧州統計が行政データにもとづくときには、行政目的のために使用された定義と概念が統計の要求に、できるだけ調整される。
- 8.2 統計調査の調査票は、データの獲得以前に、組織的に試験される。
- 8.3 調査計画、ならびに標本抽出と推定手続きは適正な根拠にもとづき、定期的に審査され、必要なときには、改訂される。
- 8.4 データ獲得、ならびにデータの入力と記号化は、定期的に審査され、必要なときには調整される。
- 8.5 編成と補完のためには、定期的に審査がなされ、必要なときには訂正または更新がなされる適切な方法が設定される。
- 8.6 改訂は、標準化され、実効性ある透明な手続きにしたがって行われる。
- 8.7 統計機関は、統計目的にたいする適合性を高めるために、行政データの設計に関与する。
- 8.8 行政データの所有者と、統計目的のためにデータを利用することを、共通の義務として確保する協定が結ばれている。
- 8.9 データの精度を確保するために、統計機関が、行政データの所有者と協力する。

原則9 申告者（回答者）にたいする過剰な負担の回避

回答の労力が、利用者の需要と適切な関係にあり、申告者（回答者）にとって過剰ではない。統計機関は、回答の労力を監視し、それを着実に減少させるために、目標を定める。

指標

- 9.1 欧州統計のためのデータ需要は、範囲と分類の細かさに関連して、絶対的な必要量を制限される。
- 9.2 回答の労力は調査対象者に、できるだけ等しく配分される。
- 9.3 企業から求められるデータは、帳簿から、可能なかぎり直接に得られ、データの簡易な譲渡のために、もっとも電子化された補助手段が投入される。
- 9.4 重複するデータ請求をさけるために、行政的なデータ源が、可能なときはいつも、用いられる。
- 9.5 統計機関の内部では、調査の重複を避けるために、全体として共通のデータ利用が追求される。
- 9.6 統計機関は、回答の労力を減少させるために、データソースかんの結合を可能にする措置を求める。

原則10 経済性

資源は、効率的に投入される。

指標

- 10.1 内部的な、かつ独立の外部的な措置によって、統計機関における資源の投入が監視される。
- 10.2 情報・通信技術の生産性が、データの調査、加工と普及において、可能なかぎり利用し尽くされる。

10.3 行政データの統計的な情報力を大きくし、直接調査への依存を抑制するために、活発な尽力がなされる。

10.4 効率性と実効性を高めるために、統計機関は、標準化された解決法を追求し、実現する。

（三）統計生産物

提供される統計が、利用者の需要に対応する。統計は、欧州の精度標準と一致し、欧州の機関、政府、研究施設と企業ならびに、市民全体の要求を充足する。このこととの関連において、重要な性質は、適切性、正確性と信頼性、更新性、整合性、地方間と州間の比較可能性、ならびに利用者の容易な入手可能性である。

原則11 適切性

欧州統計は、利用者の重要に対応する。

指標

11.1 つぎのことにかんする手続きが存在する。利用者の照会、既存の統計の適切さと利用者の需要を実際に充足する程度の監視、ならびに新しく発生している利用者の需要の包摂度と優先度。

11.2 優先度が高い要求が実現され、活動計画に反映される。

11.3 利用者の充足度が定期的に審査され、系統的に追求される。

原則12 正確性と信頼性

欧州統計は、実態を正確かつ信頼できるように反映する。

指標

12.1 基本データ、暫定値および、統計生産物は、定期的に評価され、法制的に有効化される。

12.2 標本誤差と非標本誤差が測定され、欧州基準にしたがって明示される。

12.3 統計過程を改善するために、データの改定が、定期的に分析される。

原則13 更新性と適時性

欧州統計は、更新され、適時に公表される。

指標

13.1 更新性は、欧州と他の国際的な公表基準を充足する。

13.2 統計を公表するために、日常的に、基準となる時点が公示される。

13.3 統計の周期性が、利用者の要求に応じて、できるだけ考慮される。

13.4 公表暦からの乖離は、事前に公示され、解説され、新しい公表時点が確定される。

13.5 総合的な正確性を許容することができる暫定値は、それが有用とみなされるときには、公表される。

原則14 整合性と比較可能性

欧州統計は、時間的に相互に整合的であって、地方間・諸国家間において比較することができる。データソースが異なるが、相互に関連するデータは、組み合わせを行ない、共通にもちいることができる。

指標

- 14.1 統計そのものが、整合的であって、矛盾がない（すなわち、計算的、記帳技術的な識別性が与えられている）。
- 14.2 統計は十分な期間、比較することができると考えられる。
- 14.3 統計の作成は、適用領域、いろいろな統計調査とデータソースに適用される定義、単位、および分類にかんして、統一的な基準にもとづいて行われる。
- 14.4 データソースと周期を異にする統計が比較でき、相互に調整される。
- 14.5 諸国家間のデータの比較可能性が、欧州統計システムでは、欧州統計システムと他の統計システムの定期的な接触によって保たれる。方法的な調査研究が、構成国と欧州統計局の密接な協力によって実施される。

原則15 入手可能性と明確性

欧州統計は、明確、かつ理解できるように提供され、適切、かつ利用者本位の様式で公表され、関連するメタデータと、非党派性の原則にしたがった解説とともに利用でき、かつ入手される。

指標

- 15.1 統計と対応するメタデータは、正しい解釈と情報力的な比較を容易にするような方法によって提供され、保管される。
- 15.2 (統計の...訳者注) 普及は、現代的な情報通信技術、ならびに適切な場合には、印刷された刊行物によって行われる。
- 15.3 調整された分析が、可能などときには提供され、市民は、それによって認識を得る。
- 15.4 ミクロデータの入手は、研究目的のために許容され、特別な規則または規定にもとづく。
- 15.5 メタデータは、標準化されたメタデータシステムと調整されて、保管される。
- 15.6 利用者は、行政データの利用を含む、統計過程の方法論にかんして、持続的に情報を受ける。
- 15.7 利用者は、欧州統計の精度基準に関連して、統計生産物の制度にかんして、持続的に情報を受ける。」

・根拠規定 [9]

欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議（注1）(EG) 1999/468 (1999/468/EG : Beschluß des Rates vom 28. Juni 1999 zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse ABl. L 184 vom 17. 7. 1999)

「 前文

欧州連合理事会は、欧州委員会の提案（注2）にもとづき、欧州議会の見解（注3）にしたがって、欧州共同体設立条約、とくに202条第3記号に支持され、つぎの根拠を考慮して、決議する。

根拠

- (1) 欧州連合理事会は、欧州委員会に、理事会によって採択された法規において、理事会によって発令された規定を実施する権限を委任しなければならない。理事会は、この権限を行使するための特定の様式を確定し、さらに特殊で根拠づけられた案件において、実施権限を行使することそのものを留保することができる。
- (2) 欧州連合理事会は、欧州委員会に委任された実施権限を行使する様式を確定するために、1987年7月13日付の決議（Beschuß 87/373/EWG vom 13. Juli 1987 zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse）を発令した（注4）。この決議によって、この権限を行使するために、限定された数の手続きが規定された。
- (3) アムステルダム条約が採択された政府会議の最終規定の付録にある声明 Nr. 31において、欧州委員会は、欧州連合理事会に、決議87/373/EWGの変更にかんする提案を提出することを要請されている。
- (4) 明確性の理由から、決議87/373/EWGを変更するのではなくて、むしろ新しい決議によって置き換え、それを廃棄することが、合目的的と考えられた。
- (5) 本決議によって、第1に委員会の形態の選択において、整合性と予見可能性をより大きくするために、拘束性がない基準が問題となる委員会手続きを選択するための基準を提示することが、目的とされている。
- (6) 例えば、共通農業政策または共通漁業政策を転換するための措置、または財政に相当影響する計画を実施するための措置のような行政施策が問題になるときは、行政手続きに依存しなければならないであろう。このような行政施策は、欧州委員会によって、適切な期限内に議決を保証する手続きにしたがって、執行されなければならないであろう。緊急でない措置について、欧州理事会の取り扱いがなされるときは、欧州委員会はその裁量の範囲において、措置の適用を遅延することができる。
- (7) 人間、動物と植物の健康または安全を保護するための措置を含む基本法規の本質的な規定が、適用される一般的な範囲内にある措置においては、ならびに基本法規にかんする特定の重要でない規定が適用、または実現される措置においては、規定手続きに依存することができる。このような実施規定は、立法領域における欧州委員会の発議権が、全面的に保障される実効性ある手続きにしたがって発令されなければならない。
- (8) 合目的的とみなされる案件では、すべて審議手続きに依存することができる。審議手続きは、それがすでに適用されているような案件においては、今後も適用される。
- (9) 本決議によって、第2に、つぎのことが追求される。それは、欧州委員会に委任されている実施権限の行使にたいする要請を簡素化すること、ならびに欧州委員会に実施権限が委任される基本法

規が、連合条約251条の手続きにしたがって採択されるような案件に、欧州議会が関与を強めることである。さらに、手続の数を制限すること、ならびに参加している機関のそれぞれの権限が考慮され、とくに議会が、ある委員会に提出された措置の原案、または法規手続きにしたがって、欧州理事会に提出された措置の提案が、基本法規に定められている実施権限を越えるという見解である案件では、欧州議会の判断が欧州委員会、または欧州理事会によって考慮することができるように、手続を調整することが適切であるとみなされた。

- (10) 本決議によって、第3に、欧州議会にたいする通知を改善することが、目標である。さらに、欧州委員会が、欧州議会に委員会の活動について、定期的に通知すること、委員会が、欧州議会に委員会の活動にかんする資料を送付すること、ならびに欧州委員会が、欧州理事会に措置、または取るべき措置のための提案について、通知するときには、議会に通知することが定められている。
- (11) 本決議によって、第4に、委員会の手続きにかんする市民への通知を改善すること、したがって、つぎのことが目的とされている。欧州委員会に適用される原則と文書を市民が入手する条件が、委員会に適用されること、欧州委員会が実施権限を行使することを支援する、すべての委員会の一覧表が作成され、委員会の活動にかんする年次報告が公表されること、および欧州議会に送付された委員会に関連する文書を、余すところがなく参照することが、公的に、ひとつの目録においてできるようにすること。
- (12) 本決議は、共通の通商政策と、条約に定められている、今日決議 EWG 87/373に支持されていない、競争規定を実施するための枠組みに入る特別な委員会手続きには適用されない。

第 1 条

基本法規が、欧州理事会に、実施権限の直接的な行使を留保している特殊な根拠づけられた案件以外では、実施権限が、欧州理事会に、基本法規の関連する規定にしたがって委任される。この規定において、委任される権限の主要な部分が確定されている。

基本法規が、実施措置の採択について、特定の手続き様式を定めているときには、この様式は第3条、第4条、第5条、および第6条に挙示されている手続きと一致しなければならない。

第 2 条

実施措置を採択するための手続き様式の選定は、つぎの要件に根拠づけられる。

- a) 例えば、財政に相当な影響をもつ計画を実施するために、共通の農業政策、または共通の漁業政策を転換するための措置のような行政措置は、行政手続きにしたがって発令されなければならない。
- b) 人間、動物または、植物の健康または安全を保護するための措置のような、基本法規の重要な規定が適用されなければならない一般的な領域に入る措置は、その法規手続きにしたがって、発令されなければならない。

一定の重要でない法規の規定が、実施手続きの方法で、調整または実現できることが、基本法規において定められているときには、このような措置は、その法規手続きにしたがって発令できる。

c) 記号 a) と b) の規定にかかわらず、最も目的にかなった手続きとみなされる案件においては、すべて審議手続きが適用される。

第3条 審議手続き

- (1) 欧州委員会は、構成国の代表者から構成され、委員会の代表者が委員長を務める一つの審議委員会によって支援される。
- (2) 欧州委員会の代表者は、取られる措置について、審議委員会に提案する。審議委員会は、必要によっては、採決によって、委員長が該当する問題の緊急性を考慮して確定できる期限内に、その提案にたいする見解を述べる。
- (3) その見解は、審議委員会の議事録に採録される。さらに構成各国は、その見解が、議事録に記録される権利を求めることがある。
- (4) 欧州委員会は、審議委員会の見解を、できるかぎり考慮する。欧州委員会は、審議委員会の見解を考慮した範囲を通知する。

第4条 行政手続き

- (1) 欧州委員会は、構成国の代表によって構成され、欧州委員会の代表が議長を勤める行政委員会によって支援される。
- (2) 欧州委員会の代表者は、取られるべき措置の原案を、審議委員会に説明する。審議委員会は、委員長が該当する問題の緊急性を考慮することによって定めることができる期限内に、その原案にたいする見解を述べる。その見解は、欧州委員会の提案にもとづく欧州理事会の決議を採択するために、連合条約第205条第2項において定められている多数決によって述べられる。審議委員会における採決では、上述の条文にしたがって、構成国代表の投票によって評決される。委員長は、裁決に関与しない。
- (3) 欧州委員会は、第8条とは関係なしに、直接に効力をもつ措置を発令する。しかし、この措置が審議委員会の見解と一致しないときには、それは、直ちに委員会によって欧州理事会に通知される。この案件において、欧州委員会は、委員会が決定した措置の実施を、それぞれの基本法規において定められている期間だけ延期することができるが、いかなる場合も、通知より3ヶ月を超えてはならない。
- (4) 欧州理事会は、第3項に挙示された期限内に、特定多数決によって、内容が異なる決議を行うことができる。

第5条 法務手続き

- (1) 欧州委員会は、構成国の代表によって構成され、欧州委員会の代表が議長を勤める法務委員会によって支援される。
- (2) 欧州委員会の代表者は、法務委員会に、取られるべき措置の原案を提出する。法務委員会は、委員長が、この原案にたいして、該当する問題の緊急性を考慮して、確定することができる期限内に、見解を述べる。その見解は、欧州委員会の提案にもとづく欧州理事会の決議を採択するために、連合条約第205条第2項において定められている多数決によって述べられる。法務委員会における採

決では、上述の条文にしたがって、構成国代表の投票によって評決される。委員長は、裁決に関与しない。

- (3) 欧州委員会は、法務委員会の見解に同意しないときには、第 8 条とは関係なしに、目指した措置を発令する。
- (4) 目指された措置が、法務委員会の見解と一致しない、または見解が提出されないときには、欧州委員会は、直ちに欧州理事会に、目指す措置ための提案を提出し、欧州議会に通知する。
- (5) 欧州議会在、欧州委員会が同盟条約251条にしたがって、発令した基本規約にもとづいて提出した提案が、その基本規約に定められている実施権限を越えていると判断するときには、議会は、理事会に、その見解について通知する。
- (6) 欧州理事会は、必要によっては、そのような考えられる見解を考慮して、それぞれの基本法規において定められている、しかし、いかなる場合にも、欧州理事会の取り扱いによって3ヶ月を超えてはならない期限内に、特定多数決によって、評決することができる。

欧州理事会が、定められた期限内に、特定多数決によって、提案にたいして反対の意見を述べたときには、欧州委員会は提案を審査する。欧州委員会は、欧州理事会にたいして、変更した提案または新規の提案を、さらには同盟条約にもとづいて法規の提案を、提出することができる。

欧州理事会が、この期限の経過後に提案されている実施法規を発令せず、なおも実施措置のための提案にたいして反対の意見を述べなかつたときには、提案された実施法規は、欧州委員会によって発令される。

第 6 条 保護措置における手続き

つぎのような手続きが、欧州委員会が、保護措置について決定する権限を基本法規において委任されているときには、適用されることができる。

- a) 欧州委員会は保護措置にかんする、それぞれの決定を、欧州理事会と構成国に通知する。欧州委員会は、決定を行うまえに、確定されている様式にしたがって、構成国と協議することを定めることができる。
- b) 構成各国は、欧州理事会を、該当する基本規約において定められている期限内に、欧州委員会の決定に関らせることができる。
- c) 欧州理事会は、該当する基本規約において定められている期限内に、特定多数決によって、内容が異なる決定を行うことができる。採決方法については、基本規約において、欧州理事会が欧州委員会の決定を、特定多数によって、確認する、変更する、ないしは廃棄することができる、または欧州委員会の決定が、欧州理事会が定められている期限内に決定を行わなかつたときには、廃棄されたものとみなされると規定される。

第 7 条

- (1) それぞれの審議委員会は、その委員長の提案によって、欧州議会の公報に公表されている一般的な運営規則にもとづいて、運営規則を自ら定める。

現行の委員会は、必要なかぎり、その運営規則を、一般的な運営規則に適合させる。

- (2) 文書を公開するために、欧州委員会に適用されている原則と条件は、審議委員会にも適用される。
- (3) 欧州議会は、欧州委員会によって、審議委員会の活動について、報告を定期的に受ける。このために、欧州議会は、会議の日程、連合条約第251条にしたがって発令された法規を、実施するための措置について審議委員会に提出された原案、および会議にかんする簡略な議事録、構成国を代表する人員が所属する官庁と機関の一覧表を得る。さらに、欧州議会は、欧州委員会が欧州理事会にたいして、措置または取るべき措置についての提案を伝達するときには、定期的に報告を受ける。
- (4) 欧州委員会は、この決定が効力をもつ時点以降6ヶ月以内に、欧州議会の公報において、それが委託を受けている実施権限の行使において、欧州委員会を支援する審議委員会の一覧表を公表する。この一覧表において、各審議委員会に関連して、それが根拠をおく、一つまたは複数の基本法規が挙示される。2000年から、欧州委員会は、さらに、審議委員会の活動にかんする年次報告を公表する。
- (5) 欧州議会に、第3項にしたがって送付される文書にかんする文献参照は、2001年に欧州委員会によって作成される目録において公式に入手される。

第8条

欧州議会が、正当に定められている決議において、その採択が目指され、連合条約第251条の手続きにしたがって発令されている基本法規にもとづいて、ある審議委員会に提出されている実施措置の原案が、基本法規に規定されている実施権限を越えていることを表明するときには、この原案は、欧州委員会によって審議される。欧州委員会がこの決議を考慮し、経常的な手続きの期限を守って、新しい措置の原案を審議委員会に提出することが、または手続きを継続することが、さらには欧州議会と欧州理事会にたいして、連合条約にもとづく提案を提出することができる。

欧州委員会が、欧州議会の決議にもとづいて執られることを目指す措置と、その処置のための根拠にかんして、欧州議会と審議委員会に通知する。

第9条

決定87/373/EWG は廃棄される。

第10条

この決定は、欧州共同体の公報に公表された後1日において発効する。

本決定は、1999年6月28日にルクセンブルグにおいて成立。

欧州理事会理事長 M. ナウマンの名において。」

注記

- (1) Zur Unterrichtung: Drei Erklärungen für das Ratsprotokoll, die sich auf diesen Beschluß beziehen, sind im ABl. C 203 vom 17. Juli 1999, S. 1, wiedergegeben.
- (2) ABl. C 279 vom 8. 9. 1998, S. 5.
- (3) Stellungnahme vom 6. Mai 1999 (noch nicht im Amtsblatt veröffentlicht).
- (4) ABl. L 197 vom 18. 7. 1987, S. 33.

・根拠規定 [10]

欧州共同体決議 (EG) 1999/468 第 5 条 a 審査をそなえる法務手続き (Regelungsverfahren mit Kontrolle des Artikels 5a des Beschluss 1999/468EG : 2006/512/EG) : 2006年7月17日付の欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (根拠規定 [9] の関連法規 に同じ...訳者注)

「第 5 条 (欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 EG 1999/468 (1999/468/EG 第 5 条)) の後につぎの条文が挿入される。

第 5 条 a

審査をそなえる法務手続き

- (1) 欧州委員会は、構成国の代表から構成され、欧州委員会の代表者が議長を勤める法務審査委員会によって支援される。
- (2) 欧州委員会の代表者が、取られるべき措置の原案を法務審査委員会に提出する。法務審査委員会は、委員長が該当する問題の緊急性を考慮して定めることができる期限内に、原案にたいする見解を述べる。見解は、欧州委員会の提案にもとづく決議を、欧州理事会が採択するための連合条約 205条第 2 項と第 4 項において定められている多数決によって述べられる。法務審査委員会における票決では、上述の条文にしたがって構成国の代表が、投票を行う。議長は投票に参加しない。
- (3) 欧州委員会によって目指される措置が、法務審査委員会の見解と一致するときには、つぎのような手続きが適用される。
 - a) 欧州委員会は、欧州議会と欧州理事会に遅滞なく、審査についての措置にかんする原案を提出する。
 - b) 欧州委員会によるこの原案の発令は、欧州議会によって、構成員の多数決によってか、欧州理事会の特定多数決によって、否決されることができ、この否決は、欧州委員会による措置の原案が、基本法規に定められている実施権限を越えているか、この原案が、基本法規の目的または内容と一致しないか、もしくは補完性または比較考量の原則に、違反することについて、根拠づけられなければならない。
 - c) 欧州議会または欧州理事会が、審議に入って3ヶ月以内に、措置の原案に反対するときには、措置の原案は、欧州委員会によって発令されない。本件では、欧州委員会は、法務審査委員会に、変更された措置原案か、または連合条約にもとづく基本法規のための提案を提出することができる。
 - d) この期限の経過後に、欧州議会も欧州理事会も、措置の原案に反対しなかったときには、それは欧州委員会によって発令される。
- (4) 欧州委員会が目指している措置が、法務審査委員会の見解と一致しないか、あるいは見解が、提出されないときには、つぎのような手続きが適用される。
 - a) 欧州委員会は、欧州理事会に、遅滞なく取るべき措置の提案を行い、同時に提案を、欧州議会に送付する。

- b) 欧州理事会は、この提案について、審議開始後2ヶ月以内に、特定多数決によって評決する。
 - c) 欧州理事会が、この期限内に、特定多数決によって、提案されている措置に反対するときには、それは発令されない。本件では、欧州委員会は、欧州理事会に変更案を提出するか、連合条約にもとづく法規についての提案を行うことができる。
 - d) 欧州理事会が、提案されている措置の発令を目指すときに、理事会は、遅滞なく、欧州議会に、それを提出する。欧州理事会が、上述の2ヶ月の期限内に評決しないときには、欧州委員会は、欧州議会に遅滞なく、その措置を提案する。
 - e) この措置の発令は、提案の送付以降4ヶ月の期限以内に、欧州議会によって、記号aの規定にしたがって、その構成員の多数決をもって、否決することができる、ただしこの否決は、提案されている措置が、基本法規に定められている実施権限を越えるか、またはこの措置が、基本法規の目的、または内容と一致しないか、もしくは補完性または比較考量の原則に違反することについて、根拠づけられなければならない。
 - f) 欧州議会が、この期限内に、提案されている措置にたいして反対のときには、それは発令されない。本件では、欧州委員会が、法務審査委員会に、変更案を提出するか、あるいは連合条約にもとづく法規のための措置を提案することができる。
 - g) 欧州議会が、上述の期限の経過後に、提案されている措置にたいして反対したときには、それは、案件によっては、欧州理事会か欧州委員会によって発令される。
- (5) 第3項と第4項の規定から外れて、基本法規が、根拠ある例外的な案件において、つぎのことを定めることができる。
- a) 措置の複雑さが、それを正当化するときには、第3項c号、ならびに第4項b号とe号に規定された期限を、もう1ヶ月だけ延長される。
 - b) または、効率性の理由から求められるときには、第3項c号、ならびに第4項b号とe号に定められた期限が短縮される。
- (6) 基本法規が、第3号、第4号と第5号に定められた、審査をそなえる法務手続きのための期限が、守られない非常に緊急性が高い案件においては、つぎのような手続きが適用されることを規定することができる。
- a) 欧州委員会が目指す措置が、法務審査委員会の見解と一致するときには、欧州委員会は、この措置を発令し、それは、直接に実施される。欧州委員会は、この措置を遅滞なく、欧州議会と欧州理事会に通知する。
 - b) この通知後1ヶ月の期限内に、欧州委員会によって発令された措置が、欧州理事会によって、構成員の多数決をもって、または欧州理事会によって、特定多数決をもって、否決されることができる。ただし、この否決は、措置が、基本法規に定められている実施権限を越えるか、またはこの措置が、基本法規の目的または内容と一致しないか、もしくは補完性または比較考量の原則に違反することについて、根拠づけられなければならない。
 - c) その措置が、欧州議会または欧州理事会によって否決されたときには、欧州委員会は、その措

置を廃棄する。しかし、欧州委員会は、健康の保護、安全または環境保護の理由から正当化できるときには、この措置を、一時的に保持することができる。このとき、欧州委員会は法務審査委員会に遅滞なく、その措置の変更案、または連合条約にもとづく法規のための措置にかんする提案を提出する。一時的な措置は、それが、最終的な法規によって代わられるまで効力をもつ。」

・根拠規定 [11]

欧州共同体統計計画委員会を設置するための1989年6月19日付けの欧州理事会決議89/382/EWG, Euratom (Beschluss des Rates vom 19. Juni 1989 zur Einsetzung eines Ausschusses für das Statistische Programm der Europäischen Gemeinschaften) : 根拠規定 [7] の関連法規 に同一 (訳者注)。

・第2条g号

統計のための領域単位共通分類を設定することにかんする2003年5月26日付けの欧州議会と欧州理事会規約(EG) Nr. 1059/2003 (VERORDNUNG (EG) Nr. 1059/2003 DES EUROPAISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 26. Mai 2003 ueber die Schaffung einer gemeinsamen Klassifikation der Gebietseinheiten für die Statistik (NUTS) (Amtsblatt Nr. L 154 vom 21/06/2003 S.0001-0041)

「欧州議会と欧州連合理事会は、欧州共同体設立条約、とくに第285条に支援され、欧州委員会の提案にもとづき、欧州経済・社会委員会の見解にしたがい、地域委員会の見解にしたがい、連合条約第251条の手続きにそって、つぎのような根拠を考慮して、以下の規約を発令する。

- (1) 統計利用者は欧州連合全体にかんして比較することができるデータを利用できるように、調整の必要性をいよいよ強く述べている。域内市場が摩擦なく機能するために、域内市場のすべての参加者が、比較することができる統計データを提供されうるように、国家かつ共同体の統計を獲得し、譲渡し、公表するための統計基準が必要である。このこととの関連性において、分類が、比較することができる統計を調査し、作成および普及するための重要な補助手段である。
- (2) 地方統計は欧州統計体系の礎柱である。適切なデータは、多様な目的のために利用される。長年、共通の地方分類、すなわち「統計のための領域単位分類」(以下ではNUTSと呼ぶ)にもとづいて、欧州の地方統計データが獲得され、編成され、普及されてきている。この地方分類のために、現在法律的な枠組みが設定され、その将来的な変更のために明確な規定が定められている。NUTS分類は、他の分類や下位分類の存在を妨げない。
- (3) したがって、欧州委員会に譲渡される、領域単位にしたがって分類された構成国のすべての統計について、それが表示されるかぎり、NUTS分類が基礎に置かれている。
- (4) 欧州委員会は、その分析・普及活動において、それが広示されるかぎり、領域単位によって分類される統計のために、NUTS分類をもちいなければならない。
- (5) 地方統計のためには、国家的、欧州的な次元におけるその利用目的ごとに、いろいろな次元が必

要である。欧州の NUTS 地方分類については、少なくとも三つの階層的な分類次元が利用されなければならない。構成国は、必要と考えられるときには、さらに別の NUTS 分類の次元を定めることができる。

- (6) NUTS の第3次元における地方の最新の領域的な構成にかんする情報は、NUTS 分類の整然とした管理にとって必要である。それゆえに、情報は欧州委員会に定期的に送付されなければならない。
- (7) 地方は、地方統計が作成され、利用されるときには、非党派性が確保されるように、客観的な基準にしたがって定められなければならない。
- (8) 地方統計の利用者にとって、分類は時間的に安定していなければならない。それゆえに、NUTS 分類は、しばしば変更されてはならない。この規約は、規定の時間的な大きな安定性に配慮する。
- (9) 地方統計の比較可能性は、地方が比較することができる人口数をもつことを前提している。このことを実現するために、NUTS 分類の変更は、人口数に関連して、同質的な地域構造をもたらさなければならない。
- (10) また、政治的、行政的、かつ制度的な実情が考慮されなければならない。非行政的な単位は、経済的、社会的、歴史的、文化的、地理的または環境的な基準を考慮しなければならない。
- (11) 分類の基礎となる規準である「人口」の定義が指示されなければならない。
- (12) NUTS 分類は、構成国の経済的な領域に制限され、欧州共同体設立条約が適用される領域の完全な把握に影響しない。ゆえに、それを共同体の特殊な目的に適用することは、個別案件を基礎にして判断されなければならない。各国の経済領域は、欧州委員会決定91/450/EWGにおいて定義されているように、一定の地域に区分することができない経済領域の部分が属する域外領域を包含する（大気圏、領海と大陸棚、飛び領土、とくに領事館、大使館と軍事基地、ならびに大陸棚外の、領土的な定住単位によって利用されている公海領域にある油、ガス等の産出地域）。NUTS 分類は、このような域外領域にかんする統計の作成可能性を与えなければならない。
- (13) NUTS 分類は、構成国との密接な協議においてのみ変更されうる。
- (14) 目指すべき措置、すなわち地方統計の調整が、構成国の次元において十分に達成することができず、したがって共同体次元において、次善にしか達成することができないなら、共同体は、連合条約第5条に定められている補完性の原則に一致するように活動することができる。同条に指示されている比較考量の原則にしたがって、本法規命令は、目的を達成するために必要な範囲を超えない。
- (15) 本規約に定められた NUTS 分類は、これまで欧州共同体統計局によって、国家統計局との協力において作成された「統計のための領域単位分類 (NUTS)」に代らなければならない。それゆえに、共同体の法規における「統計のための領域単位分類 (NUTS)」の参照は、本規約に定められている NUTS 分類にかかわらされなければならない。
- (16) 共同体統計にかんする1997年2月17日付の欧州理事会規約 (EG) Nr. 322/97は、本規約の規定にとって参照フレームとなる。
- (17) 本規約を実施するために必要な措置は、欧州委員会に委任されている実施権限を行使する様式の確定にかんする1999年6月28日付の欧州理事会決議1999/468/EGにしたがって、発令されなければならない。

ならない。

- (18) 欧州理事会決議 EWG, Euratom 89/382によって設定された統計計画委員会が、その第3条によって、協議を受ける。

第1条 課題

- (1) 本規約によって、共同体において調整された地方統計を調査し、作成し、普及するために、以下では、NUTS と呼称する領域単位にかんする共通の統計分類が創出される。
- (2) 付録 に定めた NUTS 分類は、欧州共同体統計局によって、構成国の国家統計局との協力において作成された「統計のための領域単位分類 (NUTS)」にかかわらなければならない。

第2条 構成

- (1) NUTS 分類では、決定 EWG 91/450が定めているように、構成国の経済領域が領域単位に細分される。それぞれの領域単位は、特別な記号と名称が与えられる。
- (2) NUTS 分類は、階層的に策定される。それは、構成各国を NUTS 次元 1 の領域単位に細分し、後者は、再度 NUTS 次元 2 の領域単位に細分され、最後に NUTS 次元 3 の領域単位に細分される。
- (3) しかし、特定の領域単位は、複数の NUTS 次元に組み入れられる。
- (4) 同一の NUTS 次元において、同一の構成国の二つの異なる領域単位が同じ名称によって記号化されてはならない。異なる構成国の二つの領域単位が、同じ名称を付されているときには、国記号が領域単位の名称に付される。
- (5) 構成各国は、さらに階層的な分類次元を設けることができ、それによって、NUTS 次元 3 が細分される。本規約の発行後 2 年以内に、欧州委員会は、構成国の意見聴取後に、欧州議会と欧州理事会にたいして、NUTS 分類に、さらに別の分類を設定するために、欧州次元において創出する目的性について通知する。

第3条 分類基準

- (1) 構成国に存在する行政単位は、領域単位を確定するための第 1 の基準である。
「行政単位」とは、構成国の法律的制度的な枠組み内において、その領域の行政的な決定、または政治的な決定を行う権限をもつ行政機関をそなえる地理的な領域である。
- (2) 構成国における特定の階層の行政単位を組み入れる適切な NUTS 次元を規定するために、構成国におけるこの階層の行政単位の平均的な規模が、つぎのような人口境界のなかになくなくてはならない。

構成国の人口が、特定の NUTS 次元の最下限よりも少ないときには、構成国全体がその次元における NUTS 領域単位である。

- (3) 本規約の目的にとって、「領域単位の人口」とは、その通常の滞在地を、領域内にもつような人である
- (4) NUTS - 分類のために使用される既存の行政単位は、付録 に記載されている。付録 の変更は、第 7 条第 2 項に挙示されている法規手続きにしたがって行われる。

NUTS 平均的な地域規模（地域人口）

次元	下方境界	上方境界
NUTS 1	300万	700万
NUTS 2	80万	300万
NUTS 3	15万	80万

注：Eurosta: NUTS Klassifikation/
Nomenclature NUTS 6 頁より（浜砂）

- (5) 構成国において、特定の NUTS 次元について、第 2 項の基準にしたがった適切な規模の行政単位が存在しないときには、この NUTS 次元は、適切な数の小さい隣接する既存の行政単位の集成によって形成される。

この集成では、地理的な、社会経済的な、歴史的な、文化的な関連する基準または環境基準が考慮されなければならない。

このような集成される単位は、以下では、「非行政単位」と呼称される。

第 7 条第 2 項に記載されている法規手続きを守ることによって、個々の非行政単位では、とくに僻遠にある島や領域では、とくに地理的、社会経済的、歴史的、文化的、または環境基準にもとづいて、領界からはずれることができる。

第 4 条 NUTS の構成単位

- (1) 本規約発効後 6 ヶ月以内に、欧州委員会は、委員会に構成国から送付された付録 にしたがった小行政単位の様式において、NUTS 3 の個々の領域単位の構成を公表する。

付録 の変更は、第 7 条第 2 項に挙示された法規手続きにしたがって行われる。

- (2) 各年の最初の 6 ヶ月以内に、構成国は、欧州委員会に、委員会によって要求された電子様式を守って、NUTS 次元 3 の領界に影響をもつ前年における構成単位のすべての変更を通知する。

第 5 条 NUTS の変更

- (1) 構成国は、欧州委員会に、つぎの事項について報告する。

a) それが、付録 の NUTS 分類に、または付録 と の内容に影響するかぎり、行政単位において発生したすべての変更。

b) 第 3 条に定められた分類基準にしたがった NUTS 分類に影響する国家次元におけるその他のすべての変更。

- (2) 付録 の小行政単位の変更にもとづく NUTS 次元 3 の境界の変更は、

a) それが、該当する NUTS-3 の領域単位における、1%を超えない人口の変化を引き起こしたときには、NUTS 分類の変更とはならない。

b) それが、該当する NUTS-3 の領域単位における、1%を超える人口の変化を引き起こしたときには、本条第 3 項にしたがって、NUTS 分類が変更される。

- (3) 第 3 条第 5 項にしたがって、構成国における非行政単位にかんする NUTS 分類を変更することは、該当する NUTS 次元における変更が、すべての EU 領域単位の規模（人口）の標準偏差を小

さくするときには行うことができる。

- (4) NUTS 分類の変更は、第7条第2項に指示されている法規手続きにしたがい、第3条に定められている基準にもとづいて、第2半年期において、3年ごとの頻度より多く発令されない。構成国の該当する行政的な構成が、相当に新しい組織であるときには、NUTS 分類の変更は、3年以下の間隔においても発令されることができる。

第1項に挙示されている欧州委員会の実施措置は、委員会へのデータ送付にかんするかぎり、その採択後の2年目の1月1日に発効する。

- (5) NUTS 分類の変更では、該当する構成国は、欧州委員会に、すでに送付されたデータに代替する新しい地域分類についての時系列を送付する。時系列の一覧表とその期間は、第7条第2項に挙示されている法規手続きにしたがって確定され、それが、全体的に提出されることができるかどうか が考慮されなくてはならない。この時系列は、NUTS 分類の変更後2年以内に準備されなくてはならない。

第6条 管理

欧州委員会は、NUTS 分類の整合的な管理を確保するために、必要な措置をとる。この措置には、とくに次のようなことが入る。

- a) NUTS についての解説の原案と更新
- b) 構成国の領域単位の分類に、NUTS を導入することによって発生する問題の調査研究。

第7条 手続き

- (1) 欧州委員会は、決議89/382/EWG Euratom 第1条によって設置された統計計画委員会の支援を受ける。
- (2) 本項に関連するときには、決議1999/468/EG 第8条の遵守のもとに、同決議第5条と第7条が適用される。決議1999/468/EG 第5条第6項にしたがう期間は、3ヶ月までと定められる。
- (3) 統計計画委員会は運営規則を定める。

第8条 報告

本規約発行後3年間、欧州委員会は欧州議会と欧州理事会に規約の適用にかんする報告を提出する。

第9条 発効

本規約は、欧州連合の公報に公表後20日に発効する。

本規約は、すべて義務づけられるし、構成各国に直接的に適用される。

2003年5月26日、ブルッセルにて成立。

欧州議会の名において 議長 P.コックス (P. Cox)

欧州理事会の名において 理事長 G.ドリス (G. Drys)

付録 NUTS 分類 (記号 - 名称)

欧州連合構成国の分類格付け表：欧州連合公報 L309 / 25. 11. 2005 (Amtsblatt der Europäischen Union L 3025. 11. 2005) を参照... 訳者注

付録 現行の行政単位

NUTS 次元 2

ベルギー：県 (province)、ドイツ：政府行政区 (Regierungsbezirke)、ギリシャ：県 (periferies)、スペイン：自治区、(comunidades y ciudades autónomas) フランス：地方 (régions)、アイルランド：地方 (regions)、イタリア：地方 (regioni)、オランダ：県 (provincies)、オーストリア：州 (Länder)。

NUTS - 次元 3

ベルギー：郡 (arrondissementen/arrondissements)、デンマーク：自治体 (amtskommuner)、ドイツ：郡・自由市 (Kreise/kreisfreie Städte)、ギリシャ：ノモイ (nomoi)、スペイン：県 (provincias)、フランス：県 (departements)、アイルランド：地方自治体 (regional authority regions)、イタリア：県 (provinciae)、スウェーデン：レーン (län)、フィンランド：マークナット (maakunnat/landskapen)。

付録 小行政単位 (Kleinere Verwaltungseinheiten)

ベルギー：地方自治体 (gemeenten/communes)、デンマーク：地方自治体 (kommuner) ドイツ：市町村 (Gemeinden)、ギリシャ：デモイ (Demos/Koinotites)、スペイン：地方自治体 (municipios)、フランス：地方自治体 (Communes)、アイルランド：郡 (counties or county boroughs)、イタリア：地方自治体 (Comuni)、ルクセンブルク地方自治体 (Communes)、オランダ：市町村 (Gemeenten)、オーストリア：市町村 (Gemeinden)、ポルトガル：フレゲーシア (Freguesias)、フィンランド：地方自治体 (Kunnat/Kommuner)、スウェーデン：地方自治 (Kommuner)、イギリス：区 (Wards)。

・第8条関連法規

欧州委員会に委任された執行権限の行使についての様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (EG) 1999/468 (1999/468/EG : Beschluß des Rates vom 28. Juni 1999 zur Festlegung der Modalitäten für die Ausübung der der Kommission übertragenen Durchführungsbefugnisse ABl. L 184 vom 17.7.1999) 第5条、第5a条、第7条と第8条：上述の根拠規定 [9] と [10] の関連条文に同一。

([3] 欧州連合センサス規約に関連する法規補追 終わり...訳者注)

[九州大学名誉教授]